

# よくある質問 Q&A (申請者様用)

ご一読ください

分類	お問い合わせ	回答
対象者	個人は対象ですか	対象外です。 町内会、区、農家組合等が対象となります。
対象となる費用	補助の対象となる経費は何ですか	機械借上料、作業者への謝金、伐採木処分費、委託料等が補助対象となります。
	「謝金」や「機械借上料」の額はどのように決めればよいですか	集落協定等の単価表等を参考にして決めてください。 参考になるものがない場合は、申請団体の構成員に合意が得られる金額としてください。
	作業する際の保険は対象となりますか	対象外です。
	消費税は対象ですか	対象です。
申請書について	申請書の添付書類は何が必要ですか	事業計画書、収支予算書、果樹等伐採の同意書、位置図、業者委託の場合は見積書(写)等が必要です。
	果樹等伐採の同意書は所有者全員分必要ですか	全員分必要です。
作業について	交付決定前に作業できますか。	できません。 申請書を提出後、2週間程度で交付決定通知を郵送しますので、その後に作業を開始してください。
報告書について	報告書の添付資料は何が必要ですか	事業実施内容、収支決算書、伐採前後の写真(日付入り)、領収書(写)等が必要です。
	個人への「謝金」や「借上料」も領収書(写)が必要ですか	必要です。 領収書(写)の代わりに受領書でもかまいません。
	伐採前後の写真(日付入り)は何枚必要ですか	1箇所毎に伐採前後の写真を1枚ずつ添付してください。
	伐採前後の写真(日付入り)はどのような写真を撮ればよいですか	伐採前・後で同じ方向から撮影してください。 また、伐採後の写真には謝金を受け取る作業者全員と使用した機器を入れて撮影してください。 (写真撮影者が作業者でもある場合は、写真に入らなくてもかまいません。)
変更交付申請について	購入数・金額が変わりました	担当窓口にお問い合わせください